

成績評価・修了の認定、卒業進級、成績分布と客観的指標に関する規定

【成績評価・修了の認定に関する諸規定】

学則第9条（授業時数の単位数への換算）

本校専門課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合、美容師科においては講義、演習並びに実習及び実技について、30時間をもって1単位とする。

また、メイクファッション科（メイクアップ科）、ヘアメイク科にあつては講義、演習については15時間をもって1単位、実習及び実技については30時間をもって1単位とする。

学則第10条（修了の認定、学習の評価）

学校長は定期試験及び臨時試験（論文・レポートを含む）、平素の学習状況、出席状況の3要素で評価する。評価はA・B・C・D・E・Fで行い、D以上で合格とする。但し、学校長が必要と認めた場合には、これら以外の表記で成績を表すことができる。評価方法の詳細については別に定める。

- 2 教育課程の定めるところにより、定期試験の受験資格は、美容師科は該当教科科目の8割以上、メイクファッション科（メイクアップ科）、ヘアメイク科においては7割以上を出席していることとする。出席率に満たない場合は定期試験の受験資格を喪失しE評価とする。
- 3 定期試験の方法は筆記試験、口頭試験、実技試験、論文あるいはレポートで行う。
- 4 実習に関しては総合的に評価を行う。
- 5 試験の欠席者には追試験を、不合格者には再試験をそれぞれ一度ずつ行う。
- 6 GPA（グレード・ポイント・アベレージ）制度による評価については別に定める。

学則施行細則第3条（成績評価）

教育課程記載上の科目についてはすべて評価を行う。評価は成績表及び成績証明書へ記載する。

学則施行細則第4条（科目評価）

各科目について中間試験、定期試験、毎回授業における小テストの3要素でAからFの6段階評価を行う。

- 2 A、B、C、Dを合格としE、Fを不合格とする。
- | | | | |
|---|-----------|---|-----|
| A | (100～90点) | } | 合格 |
| B | (89～80点) | | |
| C | (79～70点) | | |
| D | (69～60点) | | |
| E | 評価資格喪失 | } | 不合格 |
| F | (59～ 0点) | | |
- 3 科目の評価は、中間試験20%、定期試験50%、毎回授業小テスト30%とし、課題提出状況による評価も出席点に包含する。

学則施行細則第5条（現場実習評価）

現場実習評価は実習前教育、実習施設の評価、実習後教育の3要素で評価する。

- 2 評価記述はS（合格）、U（不合格）とする。
- 3 実習参加の最低条件は以下の項目の全てを満たす者である。
- (1) 実習までの履修科目の出席率がすべて良好であること。
 - (2) 実習に対して十分な目的意識とやる気を有していること。
 - (3) 身体的・精神的・社会的に実習に耐えうる健康状態であること。
 - (4) 身なりや態度が実習に臨むにふさわしいと判断された者。
 - (5) 実習前教育において実習の目的意義を理解し、実習候補者として適性が認められた者であること。
- 4 前項の実習参加の判定は、教務部長が行う。
- 5 現場実習の出席時間数が必要時間数に満たない者は、修了の認定を行わない。

学則施行細則第6条（導入教育評価）

導入教育評価は、個人課題評価とグループ課題評価を統合し、評価する。

- 2 評価記述はS（合格）、U（不合格）とする。
- 3 導入教育の出席時間数が必要時間数に満たない者は、修了の認定を行わない。

学則施行細則第7条（海外研修又は国際教育評価）

海外研修又は国際教育評価は、研修後に実施する報告課題によって評価する。

- 2 評価記述はS（合格）、U（不合格）とする。
- 3 海外研修または国際教育の出席時間数（研修前、研修中、研修後）が必要時間数に満たない者は、修了の認定を行わない。

学則施行細則第14条（試験の方法）

試験は筆記試験、口頭試験又は実技試験で行う。

- 2 試験の日時及び方法は、施行の1週間前までに公示する。

【卒業・進級に関する規定】

学則第21条（卒業・修了の認定）

学則第10条の定めに基づき修了の認定をする。

- 2 学校長は前項の認定を行うために、学校長及び学校長が指名した者より構成される卒業進級判定会議を開催し、審査の上判定する。

【定期試験評価規定】

(目的)

第1条 この規定は、学則施行細則第4条（科目評価）並びに第14条（試験の方法）、第43条（附則）を受け、定期試験時における試験種類ごとの評価方法を規定する。

(筆記試験)

第2条 定期試験（中間試験含む）を筆記試験にて評価する場合は、授業内で確認した専門的な知識・技術の理解、定着度を70点満点（中間試験20点、定期試験50点）にて確認し、30点分の小テストとの合算にて評価する。

- 2 筆記試験における資料持ち込みの可否については事前に告知するものとする。
- 3 筆記試験における各設問ごとの配点は筆記試験問題に明記し周知するものとする。

(実技試験)

第3条 定期試験（中間試験含む）を実技試験にて評価する場合は、制限時間内における実技を通じて、授業内で確認した専門的な技術の定着度を70点満点（中間試験20点、定期試験50点）にて確認し、30点分の小テストとの合算にて評価する。

- 2 実技試験の評価項目は、事前に科目毎に授業内にて公示する。
- 3 実技試験の諸規定や制限時間および各評価項目の詳細や到達度合いの詳細については科目ごとに講義概要に定める。

(レポート試験)

第4条 定期試験をレポート試験にて評価する場合は、指定の期日、テーマ並びに諸規定に基づいたレポートの作成・提出を通じて、授業内で確認した専門的な知識・技術の定着度を70点満点（中間試験20点、定期試験50点）にて確認し、30点分の小テストとの合算にて評価する。

- 2 レポート試験の評価項目は、事前に科目毎に授業内にて公示する。
- 3 レポート試験のテーマや諸規定および各評価項目の詳細や到達度合いの詳細については科目ごとに講義概要に定める。

【成績分布並びに客観的指標に関する規定】

～G P A (Grade Point Average) 制度による評価規定～

GPA 制度とは欧米の大学等で行う一般的な成績評価方法で、学生一人ひとりの履修科目の成績評価をグレード・ポイント（以下「GP」という。）に置きかえた平均を数値により表すものです。この規定は、学則第10条第5項(修了の認定、学習の評価)並びに学則施行細則第4条(科目評価)、第34条(附則)を受け、GPAによる評価方法を規定します。

(GPA 制度導入の目的)

第1条 GPA は学生の成績を数値化し、客観的に把握するためのものです。学修成績全体の状況を把握し、学生の学習意欲の向上及び適切な修学指導に役立たせると共に、海外への留学や就職等、国際的な評価に対応させることを目的とする。

(GPA の算出方法)

第2条 学則施行細則第4条第2項に定める評価に対する GP のポイントと、GPA を算出する計算式は以下のとおりとする。

| | | | | | |
|-------|---------|---------|---------|---------|------------------|
| 実点数範囲 | 100～90点 | 89点～80点 | 79点～70点 | 69点～60点 | 59点以下 または出席不良 |
| 成績評価 | A | B | C | D | EまたはF |
| G P | 4.0 | 3.0 | 2.0 | 1.0 | 0.0 |

【GPA を算出する計算式】

$$\text{GPA} = \frac{\text{（該当授業科目の単位数} \times \text{各授業科目で得た GP）の合計}}{\text{当該学期に評価を受けた各授業科目の単位数の合計}}$$

(GPA の算出は、小数点以下第3位以下を四捨五入するものとする)

(GPA 算出の対象科目)

第3条 GPA 算出の対象科目は、基礎分野、専門基礎分野、専門分野のうち学則施行細則第4条第2項に定める試験等による成績評価を行う授業科目であって、各学科において卒業要件に算入できる授業科目とする。

2 ただし、次の各号に該当する授業科目については、GPA の計算から除くものとする。

- (1) 入学前に他の専門学校や大学（短期大学含む）において履修した授業科目、又は海外の職業学校や大学（短期大学含む）において履修した授業科目（科

目履修生として履修した授業科目を含む)

- (2) 本校在学中に他の専門学校や大学(短期大学含む)において履修した授業科目、
または海外の職業学校や大学(短期大学含む)において履修した授業科目
- (3) 学則の規定による編入学等に伴い、本校の授業を学修したものと同等以上の
学力があると認定された授業科目
- (4) 学則施行細則第 5・6・7 条に定める 6 段階評価の対象外の GPA ポイント対象
外科目

2023 年 4 月 1 日